

# 「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に関する補足説明資料」 の構成について

## **1. 近年の弊社バックフィット案件における補足説明資料の構成**

(1) 美浜 3 号炉 地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 (2018 年 8 月、C チーム)

- ① 改正規則の内容とその適合性、改正規則関係条文への適合性
- ② 上記の適合性に係る詳細

(2) 高浜 1 号炉及び 2 号炉 所内常設直流電源設備 (3 系統目) (2019 年 7 月、A チーム)

- ① 関係条文毎にその適合性と補足 (設備仕様、系統図、配置図、詳細設計の方針) を記載

(3) 高浜 1 ~ 4 号炉 中央制御室、緊急時対策所並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護 (2019 年 12 月、A チーム)

- ① 評価内容とその詳細
- ② 改正規則の内容とその適合性、改正規則関係条文への適合性 (添付資料として説明)

### ○【参考】新規制基準適合性審査

条文毎に以下を記載

- ① 申請内容 (本文五号、添付書類八)
- ② 上記に係る適合性とその補足 (設備仕様、系統図、配置図、詳細設計の方針) を記載

## **2. 今回の補足説明資料の構成**

過去のバックフィット案件を参照すると、今回のような、規則改正なく過去の審査内容へバックフィットするケースには当てはまらないが、最も前回コメント主旨に近い (3) を参照し、以下の構成とする。

### 【第 1 編】

- ① 条文整理表
- ② 変更概要 (条文整理表を踏まえた各条文の適合性)

### 【第 2 編】

- ① 津波防護方針 (審査ガイドに沿った津波防護の妥当性の説明)

### 【第 3 編】

- ① 審査ガイドに記載のない本件固有の検討事項 (検討の経緯等)

上記の構成変更に伴い、5/29 送付版(今回の第 2 編に相当)と 6/12 ヒア資料(今回の第 3 編に相当)で重複する内容をそれぞれ、以下の扱いとした。

○第 2 編の以下の内容については、第 3 編へ記載し、第 2 編から削除。また、第 2 編は既許可と警報なし津波に係る検討内容が混在するため、警報なし津波に関する記載を赤枠で明示。5/29 送付版は、1,2 号と 3,4 号を別資料として、分けていたが、合本し、第 2 編として編集。

- ・補足資料 8「津波防護施設・津波監視設備の運用方針について」
- ・補足資料 13「構内潮位計を用いた津波襲来判断基準の妥当性・網羅性について」
- ・補足資料 14「構外潮位計を用いた判断基準について」
- ・補足資料 16「構外潮位計欠測時の対応について」
- ・補足資料 17「大津波警報と潮位計による津波検知の同等性について」
- ・補足資料 18「取水路防潮ゲート閉止に対する余裕時間について」

○第 3 編の以下の内容については、第 2 編へ記載し、第 3 編は第 2 編を呼び込むことにした。また、6/12 ヒア資料からの変更点を緑字・緑枠で明示。

- ・ 7. 取水路防潮ゲート対策の採用による施設影響の確認